

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目3番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第52回「障害者政策委員会」開催される ～内閣府

第52回内閣府障害者政策委員会が令和2年6月22日(月)に開催された。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今回もWeb会議による開催となった。

会議では、第51回会議の意見を反映した「障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見(案)」について、障害者統計の充実に係る検討結果について報告された。

障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見(案)は、委員会で11回議論されてきたが、今回提示された原案をもって承認された。

なお、今回取りまとめられた意見書は、政府が「障害者差別解消法の施行3年後の見直し」法案を検討する際に、政策委員会の「意見具申」として念頭におき審議される。今回論点を4点に絞り議論されたが、議論できなかったその他の部分も含め、条約との整合性を確保する観点から合理的配慮の義務化は避けて通れない。そのための条件整理をしながら進めていくべきとの意見や、今後の法改正のプロセスの進捗状況もそれぞれの段階で、政策委員会に報告され、意見を述べる機会の提供が望まれるとの発言があった。

【論点】

- ① 差別の定義・概念について
- ② 事業者による合理的配慮の提供について
- ③ 相談・紛争解決の体制整備について
- ④ 障害者差別解消支援地域協議会について

また、障害者統計の充実に係る調査研究事業とは、障害者権利条約により障害者統計の充実が求められているが、障害者の雇用・就労を促進する関係者からは「障害のある方と障害のない方との比較」を可能とする統計データの整備が不十分であるとの指摘がなされていた。そのため、統計調査に導入可能な障害者を捉える設問について検討することを目的に実施され、報告書にまとめられている。

詳細資料は、内閣府ホームページ参照

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_52/index.html

障害者統計の充実に係る調査研究事業報告書の全文は下記参照。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/r01toukei/index.html>

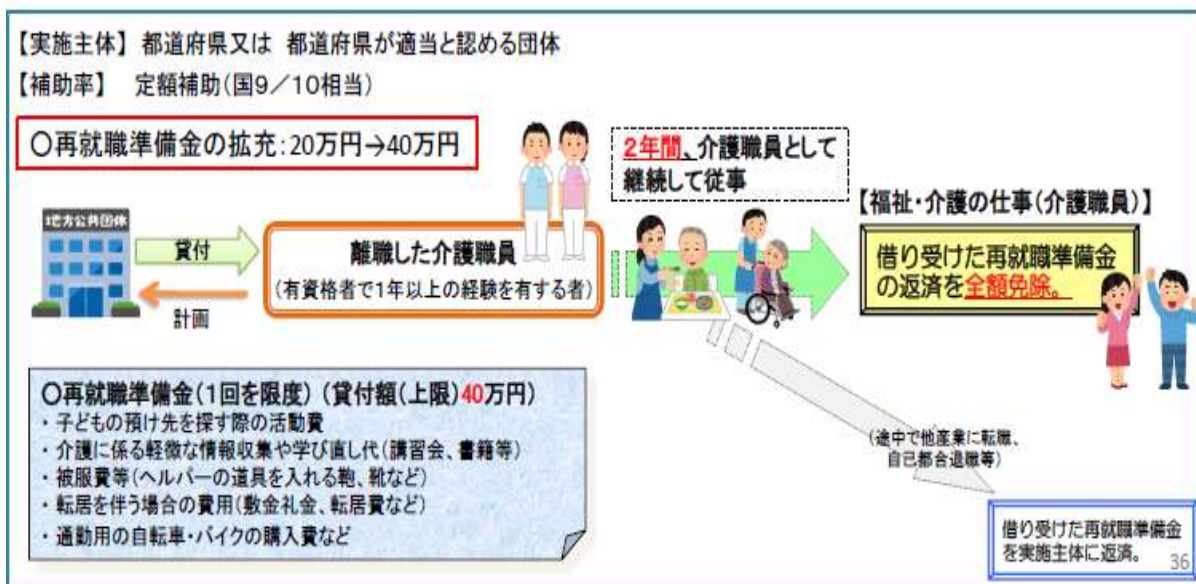
介護現場に復帰「再就職貸付」を全国展開へ ～厚生労働省

厚生労働省は全国の介護現場に復帰する経験者に対して、最大 40 万円を貸し付ける方針を固めた。2 年間介護の仕事が続ければ返済は免除する。新型コロナウイルスの影響で高齢者施設の業務が増大し、人手不足がさらに深刻化していることから、即戦力となる経験者を呼び戻す狙いがあるという。

厚労省は、これまで全国で行っていた介護福祉士修学資金等貸付制度の再就職準備金貸付事業を拡大して対応する。実施主体は都道府県などで、国は 10 分の 9 を負担するもので、第 2 次補正予算案に計上した。

対象は介護福祉士やホームヘルパー 2 級、初任者研修修了など介護系の資格を持ち、現場経験が 1 年以上ある人。社会福祉士などは対象外となる。各都道府県にある福祉人材センターに届け出て、計画書などを作成して申請する。

準備金の金額は自分で決める。その使い道は基本的に自由だが、仕事に使うかばんや自転車、バイクの購入費などを想定。転居を伴う場合は、敷金礼金などにも使えるという。2 年間、介護職員として働けば返済は免除される。



実施は補正予算成立日から。同事業拡大の狙いについて厚労省社会・援護局福祉基盤課は「離職にはさまざまな事情があるので、準備金が介護現場への復帰につながり、その後も定着していただければ」と話す。

同事業は 2016 年から開始された。これまでは介護分野の有効求人倍率が高い首都圏や東日本大震災の被災地など 14 都府県が上限 40 万円で、そのほかは上限 20 万円だったが、今回、全国一律で 40 万円に引き上げることを決めた。18 年度の貸付実績は 596 人だという。

同事業の拡大について、日本介護福祉士会の石本淳也会長は「介護現場へ復帰するきっかけの一つとして、効果的に活用されることを期待したい」と指摘。同時に「準備金を知っている人はどれほどいるのか。厚労省には積極的な制度の広報もお願いしたい」と要望する。

「専門職による伴走支援で孤立解消」改正社会福祉法のポイント ～厚生労働省

地域共生社会の実現に向け、市町村の相談体制を強化する社会福祉法などの一括改正法が6月5日、参議院本会議で可決、成立した。市町村が任意で行う新事業を設け、既存制度の国の補助金を再編して交付金を創設する。孤立した人が社会とのつながりを取り戻せるよう、専門職が継続して伴走できるようにする。運用に当たってはソーシャルワークを重視する。施行は2021年4月1日。

新事業は「重層的支援体制整備事業」。引きこもりなど制度のはざまに孤立した人や家庭を把握し、伴走支援できる体制をつくる。

困りごとの解決を目指すだけでなく、社会とのつながりを取り戻すことで困りごとを小さくするような関わりも重視する。

「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」をセットで行うことを想定する。

「断らない相談支援」では属性や年齢を問わずに相談を受け止め、関係機関との協働を進める。「参加支援」は就労、学習など多様な形の社会参加を促す。「地域づくり」は交流や参加の機会を増やす。

新しい交付金などのように算定されるかなど詳細は未定。法案に賛成した与党議員からも「新事業の内容は分かりにくい」との声があり、厚労省は施行までに有識者会議で詰める方針だ。

新事業は社会福祉法人などに委託できる。運用に当たっては、ソーシャルワーク機能が重要だとする意見が与野党から続出。参議院の付帯決議では「新事業の実施に当たり社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」とされた。

地域共生社会とは、「ニッポン1億総活躍プラン」（16年6月2日閣議決定）で政府が掲げた理念。支え手と受け手に分かれず、あらゆる住民が役割を持って参加できる社会を目指す。

それを踏まえて社会福祉法は、前回の改正で孤立を含む「地域生活課題」（同法第4条2項）を解決できる体制を整えるよう市町村に努力義務を課し、18年度から施行されている。今回の新事業は、この取り組みを後押しするものだ。

このほか社会福祉法には、複数の社会福祉法人が事業運営で連携する際の選択肢として「社会福祉連携推進法人制度」を設ける。同制度に参加する法人間で資金を貸し借りできるよう規制を緩和する。災害時の対応や人材確保・育成などで協働しやすい環境をつくる。

一括改正法の一つ、社会福祉士及び介護福祉士法では、介護福祉士養成施設卒業者が国家試験に合格しなくても資格を取れる経過措置を5年延ばす。この点は野党が法案反対の理由に挙げた。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について ～厚生労働省

厚生労働省は、6月25日新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施要綱を各都道府県に通知した。

詳細は、全肢連ホームページ参照

<https://www.zenshiren.or.jp/publics/index/170/>

社会福祉法人の合併・事業譲渡等調査 ～厚生労働省

社会福祉法人の38%が「今後は合併、事業譲渡等の必要性が出てくる」と感じていることが、厚生労働省の調査で分かった。理由は「人材の確保・育成のため」が最多。次いで「財務状況の安定」「事業の多角化」「後継者不足」の順だった。

調査は厚労省補助事業として、1、2月に実施。合併、事業譲渡等をした可能性のある200法人を含む計2,200法人を対象とした（回収率21%）。

それによると、合併は17件（4%）、事業譲渡・譲受43件（9%）あった。合併も事業譲渡もしていないのは402件（87%）で、そのうち56%が「合併、事業譲渡等の必要性を感じない」と答えた。理由は「地域の福祉ニーズに十分に応えており、事業を増減させる理由がない」「法人の方針として現状の事業運営に徹する」が多かった。

実現しなかったが合併、事業譲渡を検討した際に課題になったことは「法人の文化の違い」「法人の規定や制度の統合・調整」が上位に挙げられた。また、「合併、事業譲渡、法人間連携の手引き（2008年3月策定）を知らなかった」との回答が74%を占めた。

一方、17件の合併の大半は「吸収合併」で、理由は「事業の多角化」「事業規模の拡大」が上位だった。合併相手については「相手方から直接連絡があった」「役職員を通じて打診があった」「自治体の紹介」が多かった。

合併の課題は「法人の規定や制度の統合・調整」「全体の進め方、スケジュールの立て方」が多く、一方で成功要因には「法人間の理解の共有」「丁寧なコミュニケーション」が挙げられた。

43の事業譲渡・譲受については81%が譲受だった。譲受元は「自治体」「社会福祉法人」「NPO法人」の順に多かった。譲受の理由は「事業の多角化」「事業救済」などで、譲受の対価は「無償」が78%を占めた。

高齢者・障害者雇用状況報告の提出について ～厚生労働省

厚生労働省は高齢者雇用安定法施行規則と障害者雇用促進法施行規則を改正し、今年の雇用状況報告の提出期限を8月末までに延長した。

雇用状況報告とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づき、企業全体の常用労働者が45.5人以上の事業主が、毎年6月1日現在における障害者の雇用に関する状況を管轄のハローワーク（一部地域では労働局）を経由して厚生労働大臣に提出することが義務づけられている。

なお、具体的な日付は決まっていないが、法定雇用率は、平成30年4月から3年を経過する日より前（令和3年）に、法定雇用率は0.1%引上げになる予定である。

また、厚生労働省は6月22日、2019年度にハローワークを通じて就職した障害者は延べ10万3,163人で、10年連続で過去最多を更新したと発表した。18年度より845人・0.8%増えた。

障害者雇用促進法では、国や自治体、民間企業に一定割合以上の障害者を雇うよう義務付けている。18年4月にこうした「法定雇用率」が引き上げられており、厚労省は「年々企業の障害者雇用への理解が進み、当事者の意欲も高まっている」と分析している。

19年度に新たに就職を希望したのは18年度より5.7%増の延べ22万3,229人で、実際の就職率は46.2%だった。

聴覚障害者が手話通訳士などを介して連絡をとる「電話リレーサービス」の整備法案が6月5日、参議院本会議で全会一致で可決、成立した。総務大臣が「電話リレーサービス提供機関」を指定し、その運営に充てる交付金の制度を設ける。

2021年度中にサービス利用が可能になる見通し。公共インフラとして通信手段が広がることで、聴覚障害者の暮らしが様変わりする。

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」は、衆議院で一部修正され、国の基本方針に聴覚障害者の意見を反映する旨の文言が加わった。

同サービスはパソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの。24時間365日いつでも使える。

110番、119番など緊急通報にも対応する。聴こえる人から聴覚障害者への通話もできる。

利用料金は通常の通話と同じ水準になる見込み。インフラ整備に国費は投入しない。電話加入者から「ユニバーサルサービス料」として月額約1円徴収し、それを交付金の原資とする。

交付金は同法が規定する「支援機関」からサービスの提供機関に交付される。総務省は、その額が制度開始5年後に年間20憶円に上ると見込む。

最大の課題は、通訳にあたる人材の質を担保しつつ、その量を確保することだ。この点は厚生労働省障害保健福祉部が所管する。

13年から日本財団が実施する電話リレーサービスのモデル事業では、1万人が利用登録している。手話などで通訳にあたる人材は約200人確保している。

国内の聴覚障害者数は約34万人。政府はサービスを開始する5年後には利用者数が3万人にのぼり、確保すべき通訳は約800人になると試算する。一方、手話通訳士の数は現在4000人に過ぎず、女性と年配者が多い。

24時間365日対応できるサービスにするには、手話通訳の人材養成が急務となっている。

新型コロナウイルス アウトブレイク中の障がいにおける懸念事項 ～WHO

WHOは「新型コロナウイルス COVID-19 アウトブレイク中の障がいにおける懸念事項」を公表している。

障がいのある人は、COVID-19により大きな影響を受ける可能性があり、この影響はキーとなる利害関係者が適切な行動と保護対策を講じることで軽減することができる。関係者が配慮すべき事項について提言している。

そのため、障害分野NGO連絡会（JANNET）は、WHOの承諾をえて、障害者やそのご家族、介助者、関係者、行政の方々に活用いただくことを目的に日本語仮訳を作成した。

詳細は、JANNET ホームページ参照

<http://www.normanet.ne.jp/~jannet/pdf/eng-covid-19-disability-briefing-who.pdf>

※JANNET はアジア太平洋およびその他の地域において障害分野の国際協力を行っている民間の市民社会組織（CSO, NGO）のネットワーク。

日本社会福祉士会は、成年後見制度の利用を促すために市区町村が設置する中核機関の事例集を作成した。中核機関を設置済みの47の市区町村と5都道府県に対し、立上げのプロセスや人員体制などを聞き取った。

これから設置する市区町村の担当者らが参考にすることを想定し、読み手が求める事例を探しやすいよう、人口規模や高齢化率といった項目でも探せるようにした。

中核機関は同制度の利用者やその家族からの相談に応じるほか、後見人を選任する家庭裁判所に候補者を推薦したりする。家裁や弁護士会など同制度に関係する機関同士の調整役も担う。

市区町村ごとの設置が国の計画で努力義務とされ、社会福祉協議会などに委託することもできる。2019年10月1日時点で中核機関を設置済みの市区町村はわずか160(全体の9.2%)。全体の6割が設置時期は未定としている。

詳細は、日本社会福祉士会ホームページ参照

https://www.jacsw.or.jp/O1_csw/O7_josei/index.html#hojo2019

令和2年度障害者週間における「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集

～内閣府

障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者基本法に基づき、毎年12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」としている。「障害者週間」期間を中心に、障害や障害のある人に対する関心や理解を深めるための様々な取組が全国各地で実施される。

内閣府では、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場、学校などで人格と個性を尊重し合い、支え合う「共生社会」の実現を目指し、「障害者週間」の取組の一つとして、都道府県・指定都市と共催して「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を募集する。

【心の輪を広げる体験作文】

募集テーマ：出会い、ふれあい、心の輪

～障害のある人とない人との心のふれあい体験を広げよう～

【障害者週間のポスター】

募集テーマ：障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

詳細は、内閣府ホームページ参照

https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/boshu_r02.html

※ 応募する作品の題名は、自由に設定可能。

「第28回職業リハビリテーション研究・実践発表会」の発表者募集 ～独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、職業リハビリテーションに関する調査研究や実践の成果を広く周知するとともに、参加者の間で意見交換、経験交流等を行うことにより、職業リハビリテーションの質的向上と障害者の雇用の促進に資することを目的として、「職業リハビリテーション研究・実践発表会」を例年開催している。

発表会では、高齢・障害・求職者雇用支援機構内外から多くの関係者が参加し、障害者職業総合センターの研究成果のほか、広域・地域障害者職業センター、公共職業安定所、福祉・教育・医療関係機関・施設等での様々な取り組みや、企業での雇用事例などについての発表が行われるとともに、有識者による講演やパネルディスカッションが行われる。

なお、調査研究の成果、障害者の就労支援に関する実践事例、企業における雇用事例、海外情報等の発表者を広く募集している。

開催日：令和2年11月24日（火）、11月25日（水）

※新型コロナウイルス感染症の対応等により開催等に変更が生じる場合あり

開催場所：東京ビッグサイト会議棟（東京都江東区有明3-11-1）

発表申込：《メール》7月13日（月）15時まで

《郵送》7月10日（金）必着 ※メールの申込みが難しい場合に限る

詳細は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ参照

<http://www.nivr.jeed.or.jp/news/vrhappyou28-annai-index.html>

「第55回NHK障害福祉賞」体験作文募集 ～NHK厚生文化事業団

NHKでは、障害のある方、障害のある方とともに歩んでいる方から、体験記録（作文）を募集している。入選作品は作品集として発行するほか、入選作品の一部はNHKの番組で紹介する予定。なお、「NHKハートフル展」は、現段階では実施未定。

《第1部門：障害のあるご本人の部門》

学校や施設での生活、自立や就労への挑戦、また自分の生きてきた道など、あなた自身の体験の記録。

《第2部門：障害のある人とともに歩んでいる人の部門》

教師、福祉施設職員、ボランティア、職場の関係者、友人、家族など、障害のある方と日々接している方から、教育・指導の実践、親と子の成長の記録、仕事や行事を通しての交流など、ともに生きてきた体験記。

応募締切：2020年8月14日（金曜日）当日消印有効

詳細は、NHK厚生文化事業団ホームページ参照


<https://www.npwo.or.jp/info/16758>

事務局より

全肢連、県肢連の事業で中止を決めた大会、セミナーなどのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記事業は中止となりました。

【指導者育成セミナー】

6/27～28	中国四国ブロック指導者育成セミナー	愛媛県
7/11～12	東北ブロック指導者育成セミナー	宮城県
10/31～11/1	北海道ブロック指導者育成セミナー	北海道
 10/17～18	九州ブロック指導者育成セミナー	大分県
11/5～6	関東甲信越ブロック指導者育成セミナー	山梨県
12/5～6	近畿ブロックセミナー	兵庫県

会長・事務局長交代、事務所移転のお知らせ

◇福岡県肢体不自由児者福祉連合会（令和2年6月15日付）

新事務局：〒810-0024 福岡県福岡市中央区桜坂3-12-6 長野様方

☎092-741-8271 / yooko0723@gmail.com

◇鳥取県不自由児者父母の会連合会（令和2年4月1日付）

前：事務局 松山 裕子氏 → 新：事務局 宮崎 明美氏

◇滋賀県障害児者と父母の会連合会（令和2年6月17日付）

新メールアドレス：fubonokai@open-mind.jp

緊急事態を想定した制度の確立と非常時における障害福祉サービスへの対処方針（ガイドライン）策定にむけ新型コロナウイルスによる医療・療育機材、障害福祉サービスに関する実態と影響 《 緊急調査実施 》

全肢連では、国や自治体に対し必要な医療関係物品の確実な確保と配布、学校教育の確保ができるシステム構築を目的にした『緊急事態を想定した制度の確立と非常時における障害福祉サービスへの対処方針（ガイドライン）』策定を要望するにあたり、全国の会員並びに特別支援学校などに緊急に調査を実施いたします。

調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

回答締切：令和2年7月31日（金）

調査書は全肢連ホームページからもダウンロード、回答返信ができます。

<https://www.zenshiren.or.jp/publics/index/173/>

「在宅での排せつ介助に関するアンケート」調査について

新型コロナウイルス感染症の影響により延期していた回答締切日（7月10日（金））が迫っています。都道府県肢連・地域父母の会会員や特別支援学校（肢体不自由児）へのご協力依頼を今一度お願いいたします。